

令和7年度家畜疾病発生にかかる金融支援対策

【流れ】

【1次対策】

【2次対策】

区分	大分県家畜伝染病緊急支援資金 (県単独資金：無利子化助成)	家畜疾病経営維持資金				農林漁業 セーフティネット資金
		クイック融資	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金	
貸付対象	・短期運転資金	飼料費、素畜購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費				・長期運転資金 ・法令に基づく行政処分（殺処分、移動制限等）により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
対象者	・影響を受けた畜産農家	・発生農家	・発生農家	・移動制限、搬出制限区域内	・移動制限、搬出制限区域外	・認定農業者 ・主業農林漁業者 ・認定新規就農者 ・集落営農組織
取扱融資機関	農協（他金融機関でも融資機関となる旨の申し出があれば対応可）	農協、農協連、農林中央金庫、銀行等				日本政策金融公庫
融資枠	5億円	-	4億円			-
限度額等 (単位：千円)	■限度額： 3,000 （個人及び法人ともに1経営体あたり）	■限度額 基準単価×頭羽数 例) 採卵鶏 839円/羽	■限度額 個人 法人 20,000 80,000	■限度額 基準単価×頭羽数 例) 家きん 52千円/100羽	■限度額 基準単価×頭羽数 例) 家きん 52千円/100羽	■限度額： 6,000 （特認：年間経費の6/12又は租収入6/12のいずれか低い額）
		【家伝法での支援】 ・殺処分家畜等の対する手当 （患畜：家畜の評価額の1/3） （疑似患畜：家畜の評価額の4/5） ・殺処分家畜等に対する特別手当金（口蹄疫・高病原性鳥インフル） （患畜：家畜の評価額の2/3） （疑似患畜：家畜の評価額の1/5）		・売上減少額又は飼料費・保管庫・輸送費等の増加額を国（1/2）と県（1/2）で全額助成		■融資率 ・100/100
償還期間(年)	貸付実行日が属する月の翌々月末日まで	2年以内（一括償還）	7年以内（据置3年以内）			15年以内（据置3年以内）
利子助成期間	償還期間内で最大3ヶ月	-	償還期間内			-
基準金利	3.35%	3.35%				-
利子補給率	国	0.00%	3.350%	1.675%	1.675%	1.010%
	県	3.35%	0.000%	1.675%	1.675%	2.340%
実質金利：注	0.00%	0.00%				1.25%～1.85%
備考（債務保証）	要保証料（0.30%）	国の補助により負担0%	要保証料（0.40%）※県・市の補助により、実質負担0%			担保徴求 等

注：金利はR7年9月19日時点